

## 社会福祉法人 可愛会 行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく社会福祉法人可愛会の一般事業主行動計画を以下のとおり策定しました。

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1： 各事業所の令和6年3月実績の所定外労働を、令和3年4月比較で2割削減する。

<対策>

- 令和3年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和3年 4月～ 各事業所の主任クラスで構成する法人の事業運営委員会での検討開始(効率的な事務作業のための事業所間協力の在り方を含む)
- 令和3年 7月～ ノー残業デー(定時退庁)の試行と事業運営委員会の検証

※ 令和4年以降も見直し・検証を行い、最終年月の目標達成を目指す。

目標2： 年次有給休暇の時間単位取得を導入する。

<対策>

- 令和3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年 4月～ 年次有給休暇の時間単位取得の職員意向確認
- 令和3年 4月～ 労使協定の締結、就業規則の改正